

一般社団法人 日本自殺予防学会 投稿規定

1. 一般社団法人日本自殺予防学会（以下、本学会）の機関誌「自殺予防と危機介入」（以下、本誌）は、本学会の目的を達成するための学術活動の発信とコミュニケーションの場を提供することを目的とし、当面の間年2回発行する。
2. 本誌は本学会会員による自殺関連の研究発表及び交流の場として、自殺に関するあらゆる専門領域からの投稿を歓迎する。編集委員会からの依頼による寄稿を除く投稿は、原著論文、総説（一つの主題についての多くの知見・論点の総括・評価・解説で独創的価値があるもの）、事例報告、資料（原著論文・総説に該当しない調査報告・実践報告など）、及びレター（書評、学会印象記、海外便り、情報、論壇など、会員の声を自由に投稿するもので、掲載時には編集委員会の判断で内容に応じた見出しをつける）に分類する。
3. 投稿の筆頭著者は本学会会員に限る。
4. レター以外の投稿原稿は未発表のものに限る。当該投稿内容と重複する内容を含む論文、同一データを使って書かれた論文が発表されているか投稿中である場合は、それらのコピーを原稿送付時に同封しなければならない（これらは返却しない）。
5. 人を対象とした研究の報告は、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）、疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）、ヘルシンキ宣言（世界医師会）等を遵守した研究であり、対象者の自由意思に基づくインフォームドコンセントを尊重した人道的な研究であって対象者の個人情報保護に関する十分な配慮を行った場合に限り、これを採用する。この研究計画は原則として、著者所属機関等の研究倫理審査機関で承認されたものでなくてはならず、論文中にその旨を記載しなければならないが、該当する審査機関がない場合にも上記の配慮を行ったことを記載しなければならない。ただし、格別の倫理的配慮を要しない研究の場合には、以上を適用しない。これらを含む研究内容全般に関して、筆頭著者ならびにすべての共著者は等しく責任を有するものとする。
6. 原稿の採否は、編集委員会が決定する。ただし、掲載に当たっては修正を求める場合がある。このために、レター以外の投稿については匿名の査読者2名による審査を行う。査読者に対しては著者名がオープンにされるが、これにより審査が不公正にならないよう配慮することとする。レター及び編集委員会からの依頼による寄稿は、査読の対象としない。
7. 投稿原稿の作成にあたっては別記の執筆要領に従い、表紙をつけた原稿を、4部印刷して送付するか、PDF形式のファイルをメールに添付して送付する。
8. 投稿原稿の長さは図・表・文献等を含め10,000字以内とする。ただし、レターは2,000字以内とする。図表は1点を400字に換算する。
9. 投稿された原稿は返却しない。著者校正は原則として初校のみとする。
10. 投稿掲載誌3部を著者に贈呈する。特集・原著論文・総説・事例報告・資料については、掲載論文のPDFファイルを著者に提供する。このほかに別刷を制作する場合は著者が実費を負担することとし、校正時に申し込む。
11. 投稿は年間を通して受け付ける。原則として、12月25日までに掲載決定した原稿は第1号に、6月25日までに掲載決定した原稿は第2号に掲載する。
12. 本誌に掲載された投稿の著作権は著者に帰属するが、著者は著作権の一部（複製権、出版権）の使用を本学会に委託するものとする。ただし、委託された著作権は本学会が行う学術研究を目的とした事業の範囲でのみ使用するものとし、著者自身が自らの用途に使用することの制限はない。
13. 投稿原稿の送付先及び本誌に関する問い合わせ先は、本学会編集事務局とする。

一般社団法人日本自殺予防学会編集事務局
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 332-6 パブリッシングセンター
(株)国際文献社内
TEL 03-6824-9363
Fax 03-5206-5332
メール jasp-edit[at]je.bunken.co.jp ([at]を@に変更してください。)
<https://jasp.gr.jp>

14. 以上で規定しない詳細は執筆要領に示す。この投稿規定は2020(令和2)年9月30日より適用される。

2009(平成 21)年 4 月 20 日 制定
2020(令和 2)年 9 月 30 日 改定